

御影診療所の整備拡充に要する資金貸付条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成21年6月15日提出

清水町長 高 薄 渡

御影診療所の整備拡充に要する資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、御影診療所の整備拡充に要する資金の貸付を行い、御影地域の医療の確保及び福祉の充実を図ることを目的とする。

(貸付の対象)

第2条 この条例による貸付の対象となる費用は、医療施設の整備及び介護老人保健施設整備に要する資金（以下「施設整備資金」という。）とし、1億5,000万円を限度に、御影診療所の開設者（以下「開設者」という。）に対し貸付する。

(貸付の申請)

第3条 開設者は、施設整備資金の貸付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(貸付の決定)

第4条 前条の申請があった場合は、町長はその内容を審査し、貸付を行うかどうかを決定し、その旨を開設者に通知するものとする。

2 前項の規定による貸付の決定を受けた開設者は、速やかに町長と資金貸借契約を締結しなければならない。

3 町長は、前項の契約を締結するときは、抵当権を整備した開設者の建物に設定し、これを登記することを条件としなければならない。

(貸付の条件)

第5条 貸付した資金は、無利子とする。

2 貸付した資金の償還期間は、施設の整備が完了した年度の翌年度から15年以内とする。ただし、開設者は、いつでも繰上償還することができるものとする。

3 町長は、規則の定めるところにより、償還期限前に貸付金の全部若しくは一部の償還を請求、又は前項の期間を短縮若しくは延長することができる。

4 貸付を受けた資金は、月賦均等償還により返済するものとする。ただし、町長は、特別な理由により必要と認めた場合、据置期間を設け、又は返済を猶予することができるものとする。

(整備完了届等の提出)

第6条 開設者は、施設の整備が完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 開設者は、施設の整備に要する費用の支払いをしたときは、速やかに当該支払いを証する書面を添えて、その旨を町長に届け出なければならない。

(違約金)

第7条 町長は、開設者が償還期日又は支払期日までに貸付金の償還をせず、又は第5条第3項の規定による全部若しくは一部の償還の請求を受けた金額を支払わなかったときは、償還期日又は支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その延滞した額につき年7.3%の割合で計算した違約金の支払いを請求することができる。ただし、町長は、特別な事情があると認めるとときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第8条 開設者は、貸付金の償還期限前において、貸付金に係る施設を貸付金の貸付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の事情があるものとして町長が承認したときは、この限りでない。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。